

調査票など関連資料の送付について

この調査の関連資料としまして、調査票、実施要領、記入要領（調査に際しての注意事項を記したもの）、分類コード表等を同封しております。

調査票の提出について

所定の事項を記入した調査票は、電子データでご回答の場合には、「バルク貨物流動調査実施本部」宛てに、12月16日（月）までに電子メールにて入力したファイルをご送付下さい。紙でご回答の場合には、同封しております返信用封筒にて、12月16日（月）までにご返送くださいますようお願いいたします。

この調査についての不明な点や詳細をお知りになりたい場合には、下記までお問い合わせください。また、調査期間中に調査票などの不足が生じた場合等にも、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

一般財団法人 みなと総合研究財団

バルク貨物流動調査実施本部

電話 フリーダイヤル 0120-●●●-●●●

（受付時間：平日の10:00～17:00）

E-mail bulkkamotu@jissihonbu.jp



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

バルク貨物流動調査の概要

（案）

令和6年10月

国土交通省港湾局

はじめに

国土交通省では、統計法に基づく一般統計調査として、5年毎に「バルク貨物流動調査」を実施しております。

本調査は、バルク貨物*の海上流動と陸上流動の一貫した流動実態を的確に把握し、我が国の産業や国民生活に欠かせない資源・エネルギー・食糧等をはじめとするバルク貨物のより効率的な海上輸送体制を確立するための基礎資料を得ることを目的としております。

また、別途実施しております「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」、「内貿ユニットロード貨物流動調査」とあわせることで、我が国の港湾取扱貨物全体の流動状況を把握することを可能としております。

さらには、本調査結果は、国土交通省におけるバルク貨物輸送の実態に即応した行政運営、およびバルクターミナルや関連施設の整備計画の策定等に広く利用されるほか、港湾管理者、関係団体さらには民間の事業者間でも事業計画立案等の基礎資料として有効に活用されます。

本調査の主旨をご理解いただき、今回の調査についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※バルク貨物：「コンテナ船」及び「フェリー」、「RORO船」等を除く、内航船舶、外航船舶により輸送される貨物です。具体的には、バラ積みのドライバルク、原油等の液体バルク、完成自動車等が対象となり、船種としては、バルク貨物船（在来船、タンカー、PCC船の他、各種専用船等）が対象となります。

【調査実施主体】

国土交通省港湾局

【調査対象者】

バルク貨物を取り扱う船会社・船舶代理店、バルク貨物の荷主等

【調査協力（順不同）】

【調査実施機関】

一般財団法人 みなと総合研究財団

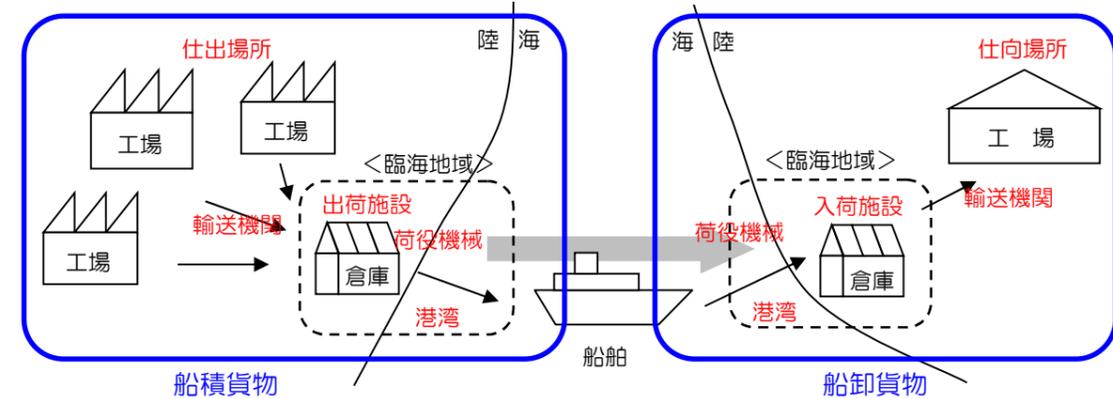
【調査実施期間】

令和6年11月1日（金）から11月30日（土）までの30日間に、我が国港湾に出入港するバルク貨物船で輸送されるバルク貨物（輸出、輸入、移出、移入すべての貨物）が調査対象となります。

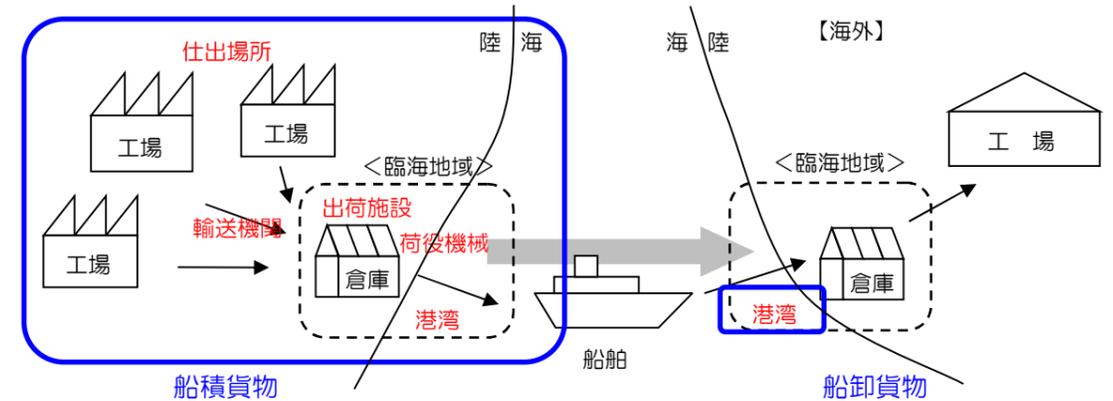
調査内容について

調査内容は、下図に示すように、内航（移出入）の場合は、仕出場所（生産地）から仕向場所（消費地）までのバルク貨物の流動実態です。輸出の場合は、国内の仕出場所（生産地）から輸出先の港湾まで、輸入の場合は、輸入元の港湾から国内の仕向場所（消費地）までのバルク貨物の流動実態です。

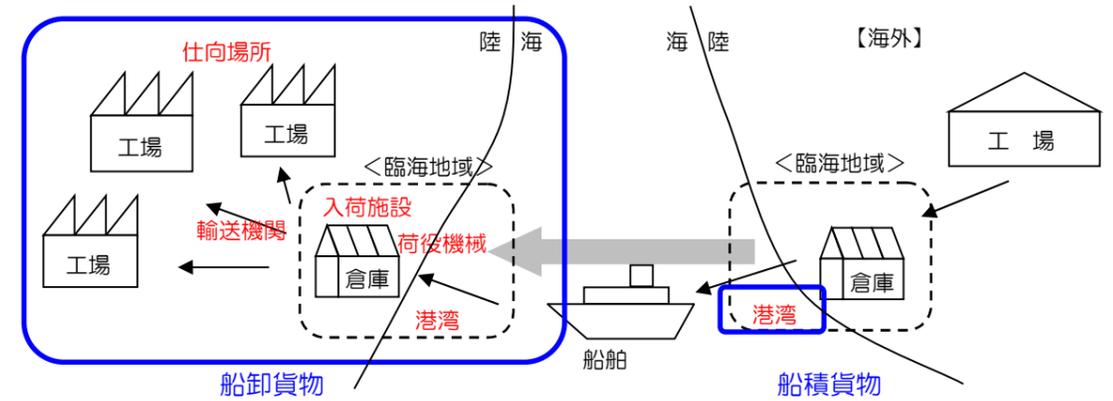
《内航》（移出入）



《外航》（輸出の場合）



《外航》（輸入の場合）



上図の青枠内のバルク貨物の流動が調査対象となります。国内港については、仕出場所から港湾までと、港湾から仕向場所までの陸上流動も対象です。海外港については、陸上流動は対象外となります。